愛媛県認知症施策推進会議開催要綱

（開催）
第１条　認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、国の定める「認知症総合戦略推進事業実施要綱」（令和８年４月９日付け老発０４０９第６号厚生労働省老健局長通知）のほか、この要綱に基づき、愛媛県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

（任務）
第２条　推進会議は、次の事項について検討する。
（１）市町における認知症施策全般の推進に関すること。
（２）その他認知症施策の推進に関し必要な事項

（組織）
第３条　推進会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
（１）医療関係者
（２）介護関係者
（３）福祉関係者
（４）学識経験者
（５）権利擁護関係者
（６）認知症の人やその家族関係者
（７）その他知事が必要と認める者

（構成員の任期）
第４条　推進会議の構成員の任期は、２年とする。
２　任期途中で退任した構成員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
３　増員により就任した構成員の任期は、現任者の残任期間とする。
４　構成員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）
第５条　推進会議に、会長及び副会長を各１人置く。
２　会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
３　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
２　会長は、必要があるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）
第７条　推進会議は必要に応じ、ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置くことができる。
２　ＷＧは、推進会議の任務のうち、特に定める事項について調査・検討する。
３　ＷＧは、別に掲げる者をもって構成する。

（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年２月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日までとする。

（招集の特例）

３　この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１２月２６日から施行する。ただし、この要綱による改正規定は、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月８日から施行する。ただし、この要綱による改正規定は、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月９日から施行する。ただし、この要綱による改正規定は、同年４月１日から適用する。